

八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

平成26年12月26日

規則第56号

改正 平成30年3月30日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第49号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)及び条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第4条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とすること。

(a) iからiiiまでに掲げる利用者の平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれiからiiiまでに定める数

i 利用者の平均障害支援区分が4未満 利用者(厚生労働大臣が定める者を

除く。ii及びiiiにおいて同じ。)の数を6で除して得た数

ii 利用者の平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

iii 利用者の平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

(b) (a)iの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

ウ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合

ア 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

b 看護職員の数は、1以上とすること。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。

d 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アの規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア（ア）の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

エ ア（ア）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

オ ア（イ）のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

（3）自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（ア）生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

（イ）サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康管理等を要する利用者のために看護職員を置いている場合におけるア（ア）の規定の適用については、同規定中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

ウ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、ア及びイの規定による従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア（ア）又はイの生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

オ ア（イ）のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

（4）就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

（ア）職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。
 - b 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - c 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
- (ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下の場合 1以上
 - b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- イ 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。
- (ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。
 - b 職業指導員の数は、1以上とすること。
 - c 生活支援員の数は、1以上とすること。
- (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数
- a 利用者の数が60以下の場合 1以上
 - b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。
- エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- (5) 就労継続支援B型を行う場合
- ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。
- (ア) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数
- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除

して得た数以上とすること。

b 職業指導員の数は、1以上とすること。

c 生活支援員の数は、1以上とすること。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(6) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行う場合に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位(施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみ提供が行われる施設入所支援の単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とすることができる。

a 利用者の数が60以下の場合 1以上

b 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に置かれるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定障害者支援施設の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この

限りでない。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準)

第4条 条例第5条の市規則で定める基準については、前条(第1項第6号を除く。)の規定によるものとする。ただし、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第1号イ、第2号ウ及びエ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア))に係る部分を除く。)及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤の者としてすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、前条第1項第1号ア(ウ)及びウ、第2号ア(イ)及びオ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者としてすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下の場合 1以上

(2) 利用者の数の合計が60を超える場合 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(設備の基準)

第5条 条例第7条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備及びブザー又はこれに代わる設備を備えること。

オ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

カ 出入口のうち1以上は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(3) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有するとともに、必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所及び便所 居室のある各階について設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること。

(6) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(7) 廊下

ア 幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

(指定障害者支援施設に係る便宜に要する費用の内容)

第6条 条例第24条第3項の市規則で定める費用の額は、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める額とし、第1号ア、第2号ア及び第3号アに定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(1) 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額(法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

イ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第7条 条例第27条の規定による金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該利用者に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

(2) 利用者に係る金銭については、給付金の支給の趣旨に従って用いるとともに、利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(3) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に引き渡すこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)第1条の規定による改正前の障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この項及び次項において「旧障害者自立支援

法」という。)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けていたもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)第1条第3号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)の建物として平成18年10月1日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における第5条第2号アの規定の適用については、同規定中「4人」とあるのは、「原則として4人」と読み替えるものとする。

- 3 旧障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けていたもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けていたもの(旧身体障害者更生施設等指定基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)又は指定知的障害者更生施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における第5条第2号ウの規定の適用については、同規定中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」と読み替えるものとする。
- 4 指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けていたもの又は指定知的障害者更生施設であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条及び第3条の規定の適用を受けていたものの建物として平成18年10月1日前から存

していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における第5条第2号ウの規定の適用については、同規定中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」と読み替えるものとする。

- 5 平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施設を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設の指定を受けたもの(指定障害者支援施設の指定を受けた後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更した部分を除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における第5条第2号ウの規定の適用については、当分の間、同規定中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」と読み替えるものとする。
- 6 指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、第5条第2号エに規定するブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 7 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設の指定を受けたもの(指定障害者支援施設の指定を受けた後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更した部分を除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合は、第5条第2号エの規定(ブザー又はこれに代わる設備に係る部分に限る。)は、当分の間、適用しない。
- 8 指定知的障害者更生施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における第5条第7号アの規定の適用については、同規定中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」と読み替えるものとする。
- 9 指定身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療養施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けていたもの、指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設の建物として平成18年10月1日前から

存していたもの(同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合は、第5条第7号イの規定は、当分の間、適用しない。

10 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設の指定を受けたもの(指定障害者支援施設の指定を受けた後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更した部分を除く。)において施設障害福祉サービスを提供する場合は、第5条第7号の規定については、当分の間、適用しない。

附 則(平成30年3月30日規則第19号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。